

令和6年2月8日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

ひたちなか市長 大谷 明

市町村名 (市町村コード)	ひたちなか市 (221)
地域名 (地域内農業集落名)	勝田2中地区 (武田・堀口・市毛・枝川・津田・後台)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月16日 第1回

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①地域の基礎的データ【令和5年度現在】
 担い手(認定農業者)の人数
 枝川1人、津田2人、後台1人、武田・堀口・市毛0人
 主な作物
 水稻、甘藷
 ②現状及び課題
【武田・堀口・市毛・枝川】
 ・耕作者が高齢化しており、後継者が不足している。
 ・農道が狭い。
【津田・後台】
 ・高齢化により担い手が不足している。
 ・農地が分散している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 【武田・堀口・市毛・枝川】**
 ・後継者育成、法人化をサポートする。
 ・農地を集約する。
 ・農地、農道を基盤整備する。
 ・農振地域の見直しをすべき。
【津田・後台】
 ・後継者を育成、サポートする。
 ・農地を基盤整備する。
 ・作業や機械を共同化する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	340 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	340 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

【武田・堀口・市毛・枝川】

- ・農地を基盤整備したうえで、担い手へ集約する。
- ・地権者の意向を把握する。

【津田・後台】

- ・地域の意向に合わせて農地を集約する。
- ・担い手毎のエリアを設ける。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農用地の集積・集約化の方針及び担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構を活用しながら段階的に集積・集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

【武田・堀口・市毛・枝川】

- ・担い手の意向を把握する。
- ・基盤整備、補助金の勉強会を開催する。
- ・農地利用を含めた基盤整備を検討する。

【津田・後台】

- ・基盤整備、補助金の勉強会を開催する。
- ・優良モデル地区を視察する。
- ・農地、農道、排水路を基盤整備する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

【武田・堀口・市毛・枝川】

- ・地域での情報交換会を開催する。
- ・地区外から耕作者を募集する。
- ・農業法人と連携する。

【津田・後台】

- ・ひたちなか市の魅力を発信するPR活動を行う。
- ・行政がサポートを強化する。
- ・農業法人確保のための援助を具体化する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

【武田・堀口・市毛・枝川】

- ・作業委託先の情報を発信する。
- ・委託料を明確化(見える化)する。
- ・遊休農地を作業委託により活用する。

【津田・後台】

- ・アルバイトの材人材派遣の仕組みを作る。
- ・JA・農福連携の連携を強化する。
- ・助つ人情報の早期展開の仕組みを作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他	<input type="checkbox"/>	

【選択した上記の取組方針】